

平成28年度国民健康保険事業について

1 平成28年度特別区国民健康保険における基準保険料率の改定等

(1) 平成28年度特別区国民健康保険の基本的な考え方

23区の¹統一保険料方式による調整を行う。

① ²賦課割合の据え置き

一人当たり医療費の増加や平成26年度から高額療養費等の賦課額の一部を算入したことも考慮し、保険料の上昇を抑制し保険料負担が厳しい世帯に配慮するため、賦課割合を据え置き、58:42とする。

② 高額療養費等の一部の保険料賦課総額への算入

平成25年度に作成した「高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ」に基づき、平成28年度高額療養費等の算入額については、賦課額の75/100を算入する予定であったが、国が広域化の実施時期を平成30年度にしたことや、保険料額の増額を抑えるため、算入期間を平成26年度から平成30年度までの5年間に変更し、28年度は賦課額の67/100を算入する。

〈高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ〉

一般会計繰入金の圧縮及び今後想定される国保運営主体の都道府県化に向けて、保険料賦課総額の算定方法を基準政令に近づけるため、平成29年度までの4年間で高額療養費等の賦課額を算入することとし、毎年度1/4ずつ算入していく。

※ロードマップの実施については、今後の医療費の伸びや広域化のスケジュールを踏まえる必要がある。毎年度の保険料率算定時に、保険料額や上昇率を勘案し、高額療養費等の算入額について確認することで柔軟に対応する。

(2) 国民健康保険料算定をめぐる23区の状況

① 被保険者数と医療費等の推計

一般被保険者数	社会保険への加入増や後期高齢者医療制度への移行などにより、前年度比で72千人減少し2,360千人となる見込み
---------	--

¹ 基礎分・後期高齢者支援金分は所得割率・均等割額とも統一、介護納付金分は均等割額を統一

² 保険料に占める所得割と均等割の割合

退職被保険者数	退職者医療制度が廃止され新規加入がなくなることにより、前年度比で 35 千人減少し 37 千人となる見込み
一人当たり医療費	前期高齢者の加入割合が高くなり今後も増加傾向が継続することから、一般被保険者においては前年度比で 4 千円余増加し 30 万円余、退職被保険者においては前年度比で 12 千円余増加し 45 万円余となる見込み
前期高齢者交付金	高額療養費等の賦課総額算入割合が 67/100 と増加するため、平成 28 年度の概算交付額が前年度比で 10 億円余増加し 1,732 億円余となるものの、平成 26 年度精算分として 108 億円余の返納が生じるため、前年度比で 3 億円余増加し、1,624 億円余となる見込み
後期高齢者支援金	被保険者数の減少に伴い、平成 28 年度の概算支援金が前年度比で 21 億円余減少し 1,350 億円余となり、平成 26 年度精算分として 122 億円余の返納が生じるため、前年度比で 9 億円余減少し、1,228 億円余となる見込み
特定健診・特定保健指導費用	平成 26 年度の実績値を基に算定し、前年度比で 1 億円余増加し、40 億円余となる見込み
賦課総額（前年度比）	基礎分 1.9%増 後期高齢者支援金分 0.7%減

- ② 被保険者一人当たり旧ただし書き所得の推計
最近の景気動向から、0.4%の増となる見込み

(3) 基準保険料率の設定等

- ① ³基礎分・⁴後期高齢者支援金分

区分	所得割	均等割	賦課割合	賦課限度額
28 年度	8.88/100 (基礎分：6.86/100) (支援金分：2.02/100)	46,200 円 (基礎分：35,400 円) (支援金分：10,800 円)	58：42 【64：36】	73 万円 (基礎分：54 万円) (支援金分：19 万円)
27 年度	8.43/100 (基礎分：6.45/100) (支援金分：1.98/100)	44,700 円 (基礎分：33,900 円) (支援金分：10,800 円)	58：42 【63：37】	69 万円 (基礎分：52 万円) (支援金分：17 万円)

³ 被保険者の各種給付とそれに必要な事務に使用

⁴ 後期高齢者医療制度の保険給付と病床転換支援事業に使用

※賦課割合欄の【 】は、目黒区数値

統一保険料方式の中で策定した23区全体を基礎とした基準保険料率に基づき、目黒区の被保険者の旧ただし書き所得で換算すると、賦課割合は64:36になる。

賦課割合が異なる理由は、目黒区の被保険者の旧ただし書き所得の平均が23区全体の平均所得を上回ることによる。

②⁵ 介護納付金分

区分	所得割	均等割	賦課割合	賦課限度額
28年度	【1.15/100】	14,700円	50:50【51:49】	16万円
27年度	【1.17/100】	14,700円	50:50【51:49】	16万円

※【 】は、目黒区数値

統一保険料方式の中では賦課割合を50:50とし、均等割は23区同額、所得割を各区算定としている。目黒区では、介護納付金の対象者(40歳から64歳までの被保険者)が23区平均より少なく、均等割額の総額が介護納付金の半分に届かなかったことから、賦課割合が、51:49となった。

2 国民健康保険制度の改正等

(1) 賦課限度額の改正

中間所得者層に配慮した保険料設定を行うため、賦課限度額を引き上げる。

基礎分	52万円⇒54万円
後期高齢者支援金分	17万円⇒19万円

(2) 保険料均等割軽減対象世帯の拡大

低所得に配慮した軽減判定所得の見直しとして、所得基準を引き上げる。

5割減額	26万円⇒26万5千円
2割減額	47万円⇒48万円

(3) 入院時食事療養費標準負担額の引上げ

低所得者、指定難病患者及び小児慢性特定疾病患者並びに平成28年4月1日において既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は据え置く。

一般所得者への入院時食事療養費

現行	260円(1食)
28年度	360円(1食)
30年度	460円(1食)

⁵ 介護保険第2号被保険者の保険料を国民健康保険で一括徴収

3 目黒区国民健康保険データヘルス計画の策定について

(1) 背景及び目的

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等の電子化の進展等により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析等を行うことが可能となり、国は平成 26 年に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 307 号)」の一部を改正した。

これに伴い保険者は健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための「保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこととなった。

このため、目黒区国民健康保険被保険者の生活習慣病対策を始めとする被保険者の健康増進、重症化予防等及び医療費の適正化を目的として「目黒区国民健康保険データヘルス計画」を策定する。

(2) 計画の内容

別添「目黒区国民健康保険データヘルス計画」(案)のとおり

(3) 計画期間

目黒区特定健康診査等実施計画と一体的に策定するため、本計画は第二期目黒区特定健康診査等実施計画(平成 25 年度～29 年度)の終期に合わせ、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日とする。

(4) 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

以 上

◆特別区及び目黒区における保険料率等

【基礎分+後期高齢者支援金分】

		特別区		目黒区	
		平成28年度(案)	平成27年度	平成28年度(案)	平成27年度
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42	58:42	64:36	63:37
1人当たり保険料		111,189円	106,545円	128,799円 (119,693円)	120,787円 (112,265円)
※ 1人当たり保険料 前年度との差	金額	4,644円	3,442円	8,012円 (7,428円)	(△210円) (△1,154円)
	率	4.36%	3.34%	6.63% (6.62%)	0.17% (△1.02%)

※()内は均等割(7・5・2割)軽減後

◆旧ただし書き所得階層別・世帯人数別の世帯数(平成27年12月31日時点)

旧ただし書き所得階層	世帯人数別の世帯数(単位:世帯)					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上	計	構成比
0円	15,680	1,706	509	239	18,134	37.97%
1～1,000,000円	7,536	1,969	529	195	10,229	21.42%
1,000,001～2,000,000円	5,508	1,838	541	233	8,120	17.00%
2,000,001～3,000,000円	2,486	1,118	426	209	4,239	8.88%
3,000,001～4,000,000円	1,144	684	254	131	2,213	4.63%
4,000,001～5,000,000円	537	393	178	90	1,198	2.51%
5,000,001～6,000,000円	294	261	105	56	716	1.50%
6,000,001～7,000,000円	222	191	85	51	549	1.15%
7,000,001～8,000,000円	159	113	67	59	398	0.83%
8,000,001～9,000,000円	105	99	48	26	278	0.58%
9,000,001～10,000,000円	77	74	32	27	210	0.44%
10,000,000円超	460	476	299	236	1,471	3.09%
合計	34,208	8,922	3,073	1,552	47,755	100.00%
構成比	71.63%	18.68%	6.43%	3.25%	100.00%	

◎被保険者数の合計は67,903人、一世帯あたりの人数の平均は1.42人

◆一人当たり・一世帯当たり旧ただし書き所得の年度別推移

(単位:円)

年度	一人当たり				一世帯当たり			
	目黒区	順位	特別区	東京都	目黒区	順位	特別区	東京都
22	1,306,562	4	985,916	948,104	1,891,372	7	1,526,243	1,501,295
23	1,324,355	4	964,266	933,900	1,918,723	5	1,487,412	1,474,397
24	1,296,455	4	962,792	930,499	1,870,628	5	1,476,210	1,460,234
25	1,343,959	5	984,809	950,106	1,931,370	5	1,497,418	1,478,348
26	1,532,656	4	1,068,564	1,018,801	2,199,865	4	1,608,914	1,569,740

※1 順位は都内公営保険者(62区市町村)における順位(所得額の高い順)

※2 所得は各年度住民税の課税標準となる前年の所得(例:26年度の場合は25年の所得)

平成28年度 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕 ★基礎分＋後期高齢者支援金分★

保険料率等 (旧ただし書方式)	27年度		28年度	
	基礎+支援	基礎+支援	基礎分	支援金分
所得割率	8.43%	8.88%	6.86%	2.02%
均等割額	44,700	46,200	35,400	10,800
一人当たり保険料額(減額前)	106,545	111,189	85,164	26,025
賦課限度額	690,000	730,000	540,000	190,000

高額療養費算入額約211億円(67/100)
賦課割合:58:42_均等割軽減対象拡大

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上) 1人世帯〔世帯主(65歳)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	0	470,000	1,470,000	2,295,000	3,135,000	3,985,000	4,835,000	5,715,000	6,665,000
27年度保険料 [a]		13,410	13,410	75,381	168,621	238,168	308,980	380,635	452,290	526,474	606,559
28年度	保険料 [b]	13,860	13,860	78,696	176,736	249,996	324,588	400,068	475,548	553,692	638,052
	対前年度増減額 [b-a]	450	450	3,315	8,115	11,828	15,608	19,433	23,258	27,218	31,493
	対前年度増減率 [b/a]	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
均等割軽減対象【27年度】		7割	7割	2割							
均等割軽減対象【28年度】		7割	7割	2割							

②年金受給者(65歳以上) 2人世帯〔世帯主(65歳)＋配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	0	470,000	1,470,000	2,295,000	3,135,000	3,985,000	4,835,000	5,715,000	6,665,000
27年度保険料 [a]		26,820	26,820	84,321	213,321	282,868	353,680	425,335	496,990	571,174	651,259
28年度	保険料 [b]	27,720	27,720	87,936	222,936	296,196	370,788	446,268	521,748	599,892	684,252
	対前年度増減額 [b-a]	900	900	3,615	9,615	13,328	17,108	20,933	24,758	28,718	32,993
	対前年度増減率 [b/a]	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
均等割軽減対象【27年度】		7割	7割	5割							
均等割軽減対象【28年度】		7割	7割	5割							

③給与所得者(65歳未満) 1人世帯〔世帯主(35歳)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
27年度保険料 [a]		13,410	24,036	119,727	178,737	241,119	308,559	375,999	446,811	522,681	598,551
28 年 度	保険料 [b]	13,860	24,876	125,232	187,392	253,104	324,144	395,184	469,776	549,696	629,616
	対前年度増減額 [b-a]	450	840	5,505	8,655	11,985	15,585	19,185	22,965	27,015	31,065
	対前年度増減率 [b/a]	1.03	1.03	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
均等割軽減対象【27年度】		7割	5割								
均等割軽減対象【28年度】		7割	5割								

④給与所得者(65歳未満) 2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
27年度保険料 [a]		26,820	46,386	146,547	223,437	285,819	353,259	420,699	491,511	567,381	643,251
28 年 度	保険料 [b]	27,720	47,976	152,952	233,592	299,304	370,344	441,384	515,976	595,896	675,816
	対前年度増減額 [b-a]	900	1,590	6,405	10,155	13,485	17,085	20,685	24,465	28,515	32,565
	対前年度増減率 [b/a]	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
均等割軽減対象【27年度】		7割	5割	2割							
均等割軽減対象【28年度】		7割	5割	2割							

⑤給与所得者(65歳未満) 3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
27年度保険料 [a]		40,230	68,736	182,307	268,137	330,519	397,959	465,399	536,211	612,081	682,486
28 年 度	保険料 [b]	41,580	71,076	189,912	279,792	345,504	416,544	487,584	562,176	642,096	705,114
	対前年度増減額 [b-a]	1,350	2,340	7,605	11,655	14,985	18,585	22,185	25,965	30,015	22,628
	対前年度増減率 [b/a]	1.03	1.03	1.04	1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.03
均等割軽減対象【27年度】		7割	5割	2割							
均等割軽減対象【28年度】		7割	5割	2割							